

平成 30 年 3 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所長 湊 和生 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂 善弘

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について（依頼）

拝啓 陽春の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の東海第二発電所では、平成 26 年 5 月の設置変更許可申請以降、新規制基準適合性審査を重ねております。これまでの審査の過程で必要となった発電所の安全対策のうち、貴機構に関係する事項として、重大事故等発生時に弊社災害対策要員が貴機構の敷地内を通行する要員参集ルートの確保が必要となりました。

つきましては、添付の依頼事項に対して、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等につきましては、貴機構の事業運営に支障をきたすことのないよう弊社側で調整することを前提に、今後の協議を通じて決定させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

添付書類

- ・東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る貴機構敷地内の通行の依頼について（別紙）

以 上

東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る
貴機構敷地内の通行の依頼について

1. ご協力いただきたい事項

(1) 貴機構の敷地内を通行する運用の実施

東海第二発電所の重大事故等発生時における災害対策要員の発電所への参集のため、貴機構の敷地内を通行させていただきたく、以下の運用の実施についてご協力をお願いいたします。(図1参照)

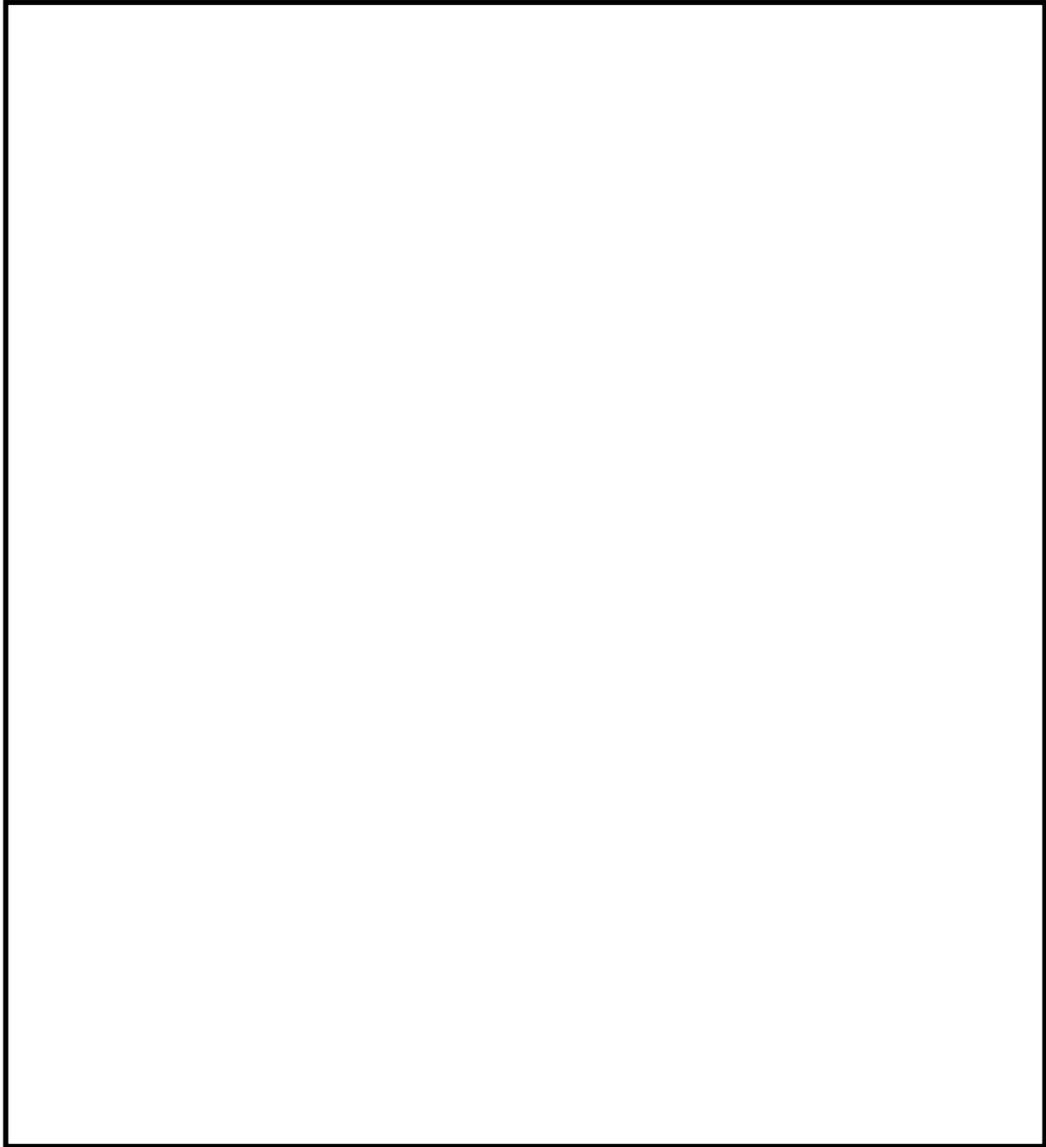
- ① 平時より、各事業者（貴機構、核物質管理センター殿、弊社）は連絡窓口を設置すること。
- ② 重大事故等発生時及びその発生の恐れがある場合には、各事業者の連絡窓口の間で、参集ルートの状況について、適宜、情報共有を行うこと。
- ③ 重大事故等発生時には、予め両機関で決めた手続きを行ったうえで、弊社災害対策要員が貴機構の敷地内を通行することができるようにすること。
- ④ 上記③において、敷地内の参集ルート上に、弊社災害対策要員の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合には、協議の上、貴機構又は弊社が障害物等の撤去を行うこと。

なお、上記の運用（①～④）に係る、今後の具体的な取り決めにおいては、貴機構及び核物質管理センター殿の災害対策要員が弊社の敷地内を通行することも対象といたします。

2. これまでの経緯

弊社は、東海第二発電所の新規制基準適合性審査への対応として、重大事故等発生時において災害対策要員が発電所外から確実に参集するため、発電所進入道路（常時通行しているルート）以外の参集ルートについて、貴機構及び核物質管理センター殿と協議させていただきました。

これまでの協議において、貴機構の敷地内を通行することについて、前記の運用（①～④）の実施についてご理解をいただいておりますが、このたび、その内容について文書にて合意させていただきたく、ご検討をお願いするものです。



※ 上図に示すルートのうち、南側ルート、西側ルート及び南西側ルートが
貴機構敷地内を通行することを想定しているルート

図1 発電所への参集ルート

本資料の は核物質防護上の観点から公開できません。

[Redacted]

平成30年3月29日

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂善弘 殿

国立研究開発法人日本原子力研究
原子力科学研究所長 湊 和生 殿

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について (回答)

拝復 陽春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、平成30年3月27日付 [Redacted]にてご依頼のありました、重大事故等発生時に当機構の敷地内を通行する要員参集ルートの確保につきまして、お申し越しの内容に沿って協力させていただく方針であることを回答申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等については、引き続き協議を継続させていただきたく存じますので、よろしくお願い致します。

敬 具